

磐梯町地域防災計画の修正案に対する意見等

〔令和2年2月20日〕

	該当箇所	ページ	該当項目
	1		1
意見等		構成機関	県災害対策課
理由等 (検討経過)	活動火山対策特別措置法第6条において、市町村の地域防災計画に記載しなければならない事項が定められているため。		

	該当箇所	ページ	該当項目
	2		1
意見等		構成機関	福島地方气象台、仙台管区气象台
理由等 (検討経過)	現在、使用されていない用語や表現が使用されており、全体的に理解しにくい内容となっているため。		

	該当箇所	ページ	該当項目
	3		2
意見等		構成機関	福島地方气象台、仙台管区气象台
理由等 (検討経過)	気象庁の要領改正等による。		

	該当箇所	ページ	該当項目
	4		3
意見等		構成機関	福島地方气象台、仙台管区气象台
理由等 (検討経過)	気象庁の要領改正等による。		

磐梯町地域防災計画の修正案に対する意見等

〔令和2年2月20日〕

	該当箇所	ページ	該当項目
	5		3
意見等		構成機関	福島地方気象台、仙台管区気象台
理由等 (検討経過)	表現の適正化		

	該当箇所	ページ	該当項目
	6		3~5
意見等		構成機関	福島地方気象台、仙台管区気象台、県災害対策課
理由等 (検討経過)	最新の噴火警戒レベルと整合を図るため。		

	該当箇所	ページ	該当項目
	7		6
意見等		構成機関	福島地方気象台、仙台管区気象台
理由等 (検討経過)	表現の適正化		

	該当箇所	ページ	該当項目
	8		6
意見等		構成機関	福島地方気象台、仙台管区気象台
理由等 (検討経過)	第6章第2節第2は、気象庁が発表する情報・警報等に関する項目であるため。		

	該当箇所	ページ	該当項目
	9		6~7
意見等		構成機関	福島地方気象台、仙台管区気象台
理由等 (検討経過)	気象庁の要領改正による。		

磐梯町地域防災計画の修正案に対する意見等

[令和2年2月20日]

	該当箇所	ページ	該当項目
		7	第6章第2節第2-3 伝達系等
10	意見等	構成機関	福島地方气象台、仙台管区气象台、県災害対策課
		項目タイトル「伝達系等」を「伝達系統」に修正。	
	理由等 (検討経過)	誤字の訂正	

	該当箇所	ページ	該当項目
		8	第6章第2節第2-3 伝達系等
11	意見等	構成機関	福島地方气象台、仙台管区气象台
		「磐梯山の噴火警報等の伝達系統」の表について、別紙6のとおり修正。	
	理由等 (検討経過)	気象庁の組織改正、法令に基づく修正。	

	該当箇所	ページ	該当項目
		8	第6章第2節第2-3 伝達系等
12	意見等	構成機関	県災害対策課
		噴火警報等の伝達系等図に加えて、異常現象等の報告に係る磐梯山情報連絡系統図も記載すること。	
	理由等 (検討経過)	活火山法第6条第1項第1号で地域防災計画に記載することが求められる事項であるため。	

	該当箇所	ページ	該当項目
		-	第6章第2節 災害予防対策
13	意見等	構成機関	県災害対策課
		避難促進施設の名称・所在地に係る記載なし。指定しているアルツ磐梯スキー場について記載すること。	
	理由等 (検討経過)	活火山法第6条第1項第5号で地域防災計画に記載することが求められる事項であるため。	

	該当箇所	ページ	該当項目
		10	第6章第3節第1 火山災害応急活動体制
14	意見等	構成機関	福島地方气象台、仙台管区气象台
		冒頭の計画文について、「火山噴火は突発的に発生する場合があります、初期の防災機関の立ち上がり非常に重要である。～」に修正してはどうか。	
	理由等 (検討経過)	表現の適正化	

磐梯町地域防災計画の修正案に対する意見等

〔令和2年2月20日〕

	該当箇所	ページ	該当項目
	15		10
意見等		構成機関	福島地方气象台、仙台管区气象台
		警戒配備の配備時期について、以下のとおり修正。 「(1) 磐梯山において、異常現象の発生や火口周辺警報(噴火警戒レベル2~3)が発表されるなど、火口周辺に影響を及ぼす噴火のおそれがあり警戒体制を必要とするとき。」	
理由等 (検討経過)		表現の適正化	

	該当箇所	ページ	該当項目
	16		10
意見等		構成機関	福島地方气象台、仙台管区气象台
		第1非常配備の配備時期について、以下のとおり修正。 「(1) 磐梯山において、噴火警報(噴火警戒レベル4~5)が発表されるなど、居住地域まで影響を及ぼす噴火又はそのおそれがあり、人的及び物的被害が生じ、又は生じるおそれがあるとき。」	
理由等 (検討経過)		表現の適正化	

	該当箇所	ページ	該当項目
	17		10
意見等		構成機関	福島地方气象台、仙台管区气象台
		第2非常配備の配備時期について、以下のとおり修正。 「(1) 磐梯山において、大規模な噴火が発生し、人的及び物的被害が生じ、事態が重大であると認められるとき。」	
理由等 (検討経過)		表現の適正化	

	該当箇所	ページ	該当項目
	18		11
意見等		構成機関	県災害対策課
		噴火警戒レベル3で登山者・観光客に対する避難勧告等の発令を記載している計画文を削除。 新たに、「火口周辺地域における避難」の項目を追加し、火口周辺規制となった場合における登山者や特定地域(アルツ磐梯)にいる観光客等に対する避難誘導について記載すること。	
理由等 (検討経過)		磐梯山は、噴火警戒レベル2で各登山口が規制され、登山者等は規制範囲外へ避難が必要。 また、周辺スキー場も特定地域として噴火警戒レベル2で避難開始となるため。	

	該当箇所	ページ	該当項目
	19		-
意見等		構成機関	県災害対策課
		火口周辺にいる登山者の避難方向について記載なし。協議会が策定した避難計画を参考に登山者の避難対応について記載を追加すること。	
理由等 (検討経過)		活火山法第6条第1項第3号で地域防災計画に記載することが求められる事項であるため。	

磐梯町地域防災計画の修正案に対する意見等

〔令和2年2月20日〕

	該当箇所	ページ	該当項目
	20		12
意見等		構成機関	県災害対策課
防災訓練については、第2節第3-3に記載あり。第3節における記載を削除するとともに、第2節における記載内容の修正を検討すること。			
	理由等 (検討経過)	火山防災訓練については、災害応急対策よりも災害予防対策に記載すべき事項であるため。	

	該当箇所	ページ	該当項目
	21		13
意見等		構成機関	福島地方气象台、仙台管区气象台
計画文について、「救助、救出活動にあたっては、火山現象の規模、態様等を十分に考慮するとともに、 <u>火山防災協議会（学識者、関係機関）からの技術的な助言・支援を踏まえ、二次災害の防止に万全を期して行う。</u> 」に修正してはいかがか。			
	理由等 (検討経過)	協議会との連携について記述を加えたもの。	

	該当箇所	ページ	該当項目
	22		13
意見等		構成機関	福島地方气象台、仙台管区气象台
計画文について、「 <u>火山の噴火等に伴う公共の安全確保及び各種犯罪の予防、取り締まり等の治安の維持については、～</u> 」に修正。			
	理由等 (検討経過)	表現の適正化	

磐梯山 噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲 (キーワード)	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 火口から概ね4 km 以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火が発生、あるいは切迫している。 火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 【過去事例】 1888年7月15日の噴火
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要。要配慮者及び特定地域の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 火口から概ね4 km 以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火の可能性。 火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼす噴火の可能性。 【過去事例】 有史以降の事例なし
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで 火口周辺	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。登山禁止・入山規制など危険な地域への立入規制等。状況に応じて特定地域の避難、要配慮者の避難準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 火口から概ね2 km 以内に大きな噴石が飛散、火砕流・火砕サージが流下するような噴火の発生、またはその可能性。 火口から居住地域近くまで、融雪型火山泥流が到達、またはその可能性。 【過去事例】 有史以降の事例なし
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。状況に応じて特定地域の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 火口から概ね1 km 以内に大きな噴石が飛散するような噴火の発生、またはその可能性。 【過去事例】 2000年8月15日：日別地震回数476回、有感地震発生、GNSSによる地殻変動に若干の変化、入山規制、磐梯山ゴールドライン規制
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制、特定地域の避難準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動は静穏。 状況により火口内に影響する程度の火山灰や火山ガス等の噴出。

※特定地域とは、居住地域よりも磐梯山の想定火口に近い所に位置する集客施設が含まれる地域を指す。居住地域より早期に避難等の対応が必要になることがある。

※融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。

【別紙5】 磐梯町地域防災計画 第6章第2節第2-1(6)以降

《気象台による修正意見》

(6) 噴火速報

仙台管区気象台が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合(※)
- ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※ 噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

(7) 火山の状況に関する解説情報

現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるかと判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

(8) 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

ア 降灰予報(定時)

- ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的(3時間ごと)に発表。
- ・18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

イ 降灰予報(速報)

- ・噴火が発生した火山^{※1}に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5~10分程度で発表。
- ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

※1 降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「や

や多量」以上の降灰が予想された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

ウ 降灰予報（詳細）

- ・噴火が発生した火山^{※2}に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後 20～30 分程度で発表。
- ・噴火発生から 6 時間先まで（1 時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。

※2 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1mm 以上
やや多量	0.1mm 以上 1mm 未満
少量	0.1mm 未満

(9) 火山ガス予報

仙台管区气象台が、居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

(10) 火山現象に関する情報

仙台管区气象台が、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。

ア 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

イ 月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。

ウ 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

【別紙6】 磐梯町地域防災計画 第6章第2節第2-3 噴火警報等の伝達系統図

《気象台による修正意見》

1. 「仙台管区気象台 火山監視・情報センター」を
「仙台管区気象台 地域火山監視・警報センター」に修正。
2. 以下の機関の囲み線を二重線にする。
[消防庁]、[東（西）日本電信電話株式会社] [県（危機管理総室）]、[福島海上保安部]、
[NHK 福島放送局]
3. 以下の矢印を太線にする。
[仙台管区気象台] → [福島地方気象台]、
[福島地方気象台] → [県（危機管理総室）]、
[県（危機管理総室）] → [磐梯町]
4. 以下の矢印を二重線にする。
[磐梯町] → [避難促進施設、山小屋等]、
[磐梯町] → [地域住民、登山者・観光客]
5. 脚注に以下を追加する。
※二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
※二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。
※太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限る。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務づけられている伝達経路。